

25日機輸通投第115号  
平成25年8月13日

組合員各位

日本機械輸出組合  
専務理事 倉持 治彦

## 米国・EU・中国・インド・日本の競争法務戦略/実務対応セミナーのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

近時、世界の主要国・地域の競争法（独占禁止法）の制度や運用においては、ビジネスの公正な競争が求められる中で、国際カルテルの厳罰化や民事上の損害賠償訴訟リスクの増大が見られるほか、競争法の観点から知的財産権に関する問題を規制するという新たな動きがみられます。また、海外でビジネスを行う企業にとって避けて通れない問題として、米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）等の海外腐敗防止規制や、中国における企業結合審査の運用が注目されています。このため、日本企業においては、このような競争法規制の最新の動向を把握しながら、適切なリスク管理や対応策を戦略的に講じていく必要があります。

そこで、当組合では、世界有数のグローバルな競争法チームを擁するホワイト&ケースと共催でセミナーを開催し、米国・EU・中国・インド・日本のカルテル規制などの主な競争法規制や競争政策の動向、サプライチェーンにおける無許諾知的財産権の問題など競争法の観点からの知的財産権問題に関する規制、中国における企業結合審査の現状について、企業実務を踏まえた戦略的な観点からリスク管理や対応策について解説いたします。また、解説にあたっては、これらの国・地域で事業を行う日本企業が直面する仮定のケース・スタディによって、問題解決の理解を深めたいと思います。

組合員各位におかれましては、ぜひこの機会をご利用いただき、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

日 時：平成25年9月11日（水）午前9時30分～12時30分（開場9時00分）

場 所：ホワイト&ケース法律事務所 / ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）会議室（定員80名）  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館26階  
TEL：03-6384-3300 <http://www.whitecase.com/tokyo/>（別添、地図参照）  
（ ホワイト&ケースの海外現地オフィスよりライブ中継を行うため、こちらに会場を設定いたしました。）

講演内容：ケース・スタディに基づく、米国・EU・中国・インド・日本の競争法規制・競争政策の最新動向、カルテル規制や知的財産権問題に関する競争法上の問題に関するリスク管理・対応策、中国における企業結合規制の現状などの解説。

講師（予定）:

ホワイト&ケース LLP・ホワイト&ケース法律事務所

米国ニューヨークオフィス	パートナー	ジョセフ・アングラント 氏	
ベルギー	ブリュッセルオフィス	パートナー	イアン・フォレスター 氏
ベルギー	ブリュッセルオフィス	パートナー	ジャクリン・マクレナン 氏
ベルギー	ブリュッセルオフィス	パートナー	アクセル・シュルツ 氏
ベルギー	ブリュッセルオフィス	パートナー	パスカル・ベルゲ 氏
シンガポールオフィス	パートナー	トム・ベネディクト 氏	
シンガポールオフィス	カウンセラー	ジョージ・シリアック 氏	
中国	北京オフィス	カウンセラー	パトリック・マ 氏
東京オフィス	パートナー	洞雞 敏夫 氏	
東京オフィス	アドバイザー	田村 次朗 氏	
東京オフィス	シニア・カウンセラー	アーサー M. ミッチェル 氏	
東京オフィス	アソシエイト	丹羽 正爾 氏	
東京オフィス	アソシエイト	大軒 敬子 氏	

中国、インドの講師は、ホワイト&ケース LLP の現地オフィスからのライブ中継での参加となります。

英語での講演は、日本語への同時通訳を行います。

参加費：無料（組合員限定）

お申込み方法：セミナー参加ご希望の方は、9月9日（月）までに当組合ホームページ（<http://www.jmcti.org/jmchomepage/semminar/index.htm>）からお申し込みください。なお、定員になり次第、締め切りを繰り上げる場合がございます。

キャンセル方法：9月9日（月）までに、下記事務局までご連絡ください。

受講券の発行はございません。

セミナー当日は、丸の内トラストタワー本館1階にセミナー用に別途、受付を設けております。お名刺をお渡しの上、入館カードをお受け取りくださり、26階のホワイト&ケースの会場にお越しくださいますようお願いいたします。

以上

ご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡ください。

日本機械輸出組合 通商・投資グループ 庫元（くらもと）長岡  
Tel 03-3431-9348、Fax 03-3436-6455、<mailto:tohshi@jmcti.or.jp>

## ケース・スタディ

事務局注：本ケース・スタディは、仮定の想定事例としてセミナー時に使用いたします。

### 背景

J社は日本に本社を構える大手事業会社であり、世界中の会社と競争関係にある。

J社は中間製品であるX（電子部品）を製造しており、製品XはJ社の顧客によって最終製品に組み込まれてエンドユーザーに販売される。J社は製品Xを日本で直接販売するほか、アジア、EU、米国の海外市場で製品Xを販売するための完全子会社を設立している。

かつてJ社は製品Yを販売していた。しかしJ社は5年前に製品Y関連事業を全てI-J Spa社に移管した。I-J Spa社は、イタリアの競合会社（I社）とのジョイントベンチャーである。J社は少数株主であり、取締役会の構成員7名のうち2名のみを指名し、I-J Spa社のビジネスプランまたは他社との合併についてのみ拒否権をもつ。本件は当時、イタリアの競争当局に報告され、当局はI社による単独支配を条件に本件を許可した。I-J Spa社は、世界中でアジア、EU、米国の顧客（J社自身を含む）に製品Yを販売している。

数年来、J社はいくつかの部品を供給者S1とS2（それぞれ中国とインドネシアに拠点がある）から調達している。

J社は、製品Xと製品Yの製造業者のための国際貿易協会（「WTAXY」）のメンバーであり、半年に1回の会合がある。大抵の場合、参加者は夕方に到着し、皆集まったのディナーとなる。翌日は製品Xの製造業者のためのワーキングセッションと、引き続いて製品Yの製造業者のためのワーキングセッションが組まれている。J社の担当者は、製品X関連のセッションにのみ参加し、一方、製品Y関連のセッションはI-J Spaの従業員が参加する。

### カルテルと責任

毎年、WTAXYはジュネーブで国際見本市を開催している。一度に主要顧客の全てに会えるという絶好のビジネスチャンスであるため、WTAXYの全メンバーのCEOがこれに参加する。

I-J Spa社（イタリア）、A社（米国）、D社（ドイツ）、N社（日本）のCEOは、いつも見本市が終わるころと一緒にジュネーブ湖でのセーリングに行く。彼らはボートの上で、製品Yの市場は、過剰生産のせいでうまくいっていないなどと言っては不満を漏らす。この問題を解決するため、彼らは、一時的に工場を閉鎖して生産量を減らすよう調整することで合意し、その負担は公平に分かち合うことを確認した。I-J Spa社、A社、D社、N社の幹部らは、合意が実行されているか確認するために定期的に電話で連絡を取り合った。

月曜日、日本の公正取引委員会、米司法省、欧州委員会は、製品Yの市場において競争法違反の疑いがあるとして同時に立入調査を行った。プレスリリースによれば、全ての競合会社が立入りを受けたようである。立入調査はヨーロッパで継続中である。米国と日本では立入調査は終了したが、米司法省は問題となっている会社の米国の子会社に対して呼出しの通知を行っており、日本の公正取引委員会は経営者らの事情聴取を始めている。

立入調査の知らせを受け、J社は臨時取締役会を開催した。以前 I-J Spa で働いていたことがある取締役の一人は、その取決めを知っていたことを認めた。また彼は、競合会社が、WTAXY のワーキングセッション前日のディナーの際に、製品 X と製品 Y の両方について価格の話し合いをしばしば行っていた可能性も示唆した。

⇒ I-J Spa 社と J 社の両社ともリーニエンシーの申告を検討している？

⇒ J 社は I-J Spa 社の行為について責任を負うのではないかと考えている？

⇒ J 社は、米国、ヨーロッパ、日本における民事損害賠償のリスクについて考えている？

## サプライチェーン

J 社は製品 X のいくつかの主要部品を供給者 S1 から調達している。供給者 S1 は中国に拠点をおき、この部品設計のために米国の会社が開発し、J 社に提供した特殊なソフトウェアを使用している。供給者 S1 は、ソフトウェアを開発した米国の会社から何ら正式なライセンスを受けていない。

⇒ J 社のリスクは何か？

## 標準化と、公平、合理的かつ非差別的な条件 (FRAND)

最近、WTAXY は、製品 X の主要な技術的特性を統一するための新規格を採用した。J 社は標準必須特許を保有しており、新 WTAXY 規格を利用するユーザーに FRAND 条件でこれをライセンスすることを宣言している。A 社製品は WTAXY 規格を採用しているが、A 社は J 社から請求された 1.5% のロイヤルティーの支払いを拒んでいる。

⇒ J 社から請求されたロイヤルティーは FRAND 宣言に従っているか？

⇒ J 社は A 社に対する差止めを求められるか？

## 腐敗防止

J 社はモンゴルにおける製品 X の販売を拡大するため、モンゴルの小さな会社である M 社を買収した。M 社はニューヨーク証券取引所において米国預託証券（いわゆる「ADRs」）として SEC 登録された米国預託株式を取り扱っている。小規模の買収であったため、J 社は買収手続の中で、腐敗防止関係のデューデリジェンスを行わなかった。

買収から 3 年後、J 社は、販売店（販売会社）および船積作業を補助していた外部エージェント（エージェント会社）によって行われた公務員に対する支払いについて、米司法省と米証券取引委員会から問合せを受けた。販売会社に関する嫌疑は、M 社が販売会社に異例の大幅な値引きを行い、M 社はそれらの一部が製品 X の買手（国営企業）への贈賄に使用されうることを知っていたというものである。エージェント会社は、税関を通して製品を輸入する際に力添えを得るため、税関職員に支払いを行ったと疑われている。

この行為と米国との関連は、(1) 販売会社の幹部がこの支払いに関する E メールを送り、米国のネットワークサーバを通じたこと（ただし米国で発信も受信もされていない）と (2) エージェント会社は電子送金で支払いを行い、送金・着金は外国銀行で行われたが、米国のコルレス銀行でドル転されたことである。

⇒ 米国の執行機関は、海外腐敗行為防止法によって問題行為を捕捉できるか。

⇒ J 社の責任は何か？